

# 3月決算法人の法人税申告等に係る留意事項

March 2025

## In brief

2025年3月期(2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度)の法人税確定申告では、2023年度税制改正(令和5年度税制改正)で見直しが行われた、外国子会社合算税制の適用がされる他、2024年度税制改正(令和6年度税制改正)による賃上げ促進税制、戦略分野国内生産促進税制、特定税額控除規定の不適用措置及び交際費課税等の適用について留意する必要があります。

なお、2023年度税制改正で導入された、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告制度(及び特定多国籍企業グループ等報告事項等の情報申告制度)は内国法人の2024年4月1日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用されますが、本号では触れておりません。また、2025年度税制改正(令和7年度税制改正)で創設が予定されている防衛特別法人税(仮称)については、2025年3月31日までに「所得税法等の一部を改正する法律案」が2025年3月31日まで国会において成立し、2025年3月期の決算において税効果会計が適用される場合には、税率変更による会計処理に伴い、法人税申告の別表調整が必要となる場合があることに留意が必要です。

2024年度税制改正で創設されたイノベーションボックス税制、暗号資産等報告枠組み等及び消費税におけるプラットフォーム課税制度、並びに改正後の外形標準課税制度は2025年4月1日以降の適用となります(詳細は後述します)。

## In detail

### 法人課税

#### 1. 主な政策税制

##### (1) 賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度)

構造的持続的な賃上げの効果を深めるために企業区分の見直しを行い、それぞれに異なるインセンティブが整備され<sup>1</sup>、雇用の環境を改善するため、人材投資に加えて子育てと仕事の両立支援に取組みに対する上乗せ措置が導入されました。

原則の税額控除率(継続雇用者給与等支給額が3%以上)が10%に引き下げられた(改正前は15%)うえで、適用期限が3年延長されました。大企業については、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件が創設されました。常時使用従業員数2,000人以下の企業(その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く)については、改正前の賃上げ率の要件が維持されています。

上乗せ措置を含む合計控除率は35%に引き上げられた(改正前は30%)他、控除率の上乗せ要件の見直し(教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件)および追加(プラチナくるみん認定またはプラチナえるばし認定に係る上乗せ措置)が行われました。教育訓練費の上乗せ要件について、適用事業年度の教育訓練費の額の増加率が10%

<sup>1</sup> ①常時使用従業員数2,000人超の大企業については、より高い賃上げへのインセンティブを強化する観点から、控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件を創設、②常時使用従業員数2,000人以下の企業は、新たに「中堅企業」と位置付けた上で控除率を見直し、より高い賃上げを行いやすい環境を整備、③欠損法人が多い中小企業については、従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たに繰越控除制度を創設

に引き下げられた(改正前は 20%)一方で、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の 0.05%以上である要件が追加されました。なお、控除上限額は改正前と同様で法人税額等の 20%です。

なお、中堅企業枠の創設に伴い、マルチステークホルダー方針の公表が要件となる企業の範囲が拡大されました。改正前は、資本金 10 億円以上かつ従業員数 1,000 人以上の大企業が対象でしたが、改正により常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える企業も対象とされました。マルチステークホルダー方針の公表項目のうち、「2. 取引先への配慮」において、消費税の免税事業者との取引関係が追加されました<sup>2</sup>。また、事業年度終了の日までに公表が必要とされました。

中小企業向けの措置については、原則の税額控除率(継続雇用者給与等支給額が 1.5%以上)は改正前の控除率が維持され、上乗せ要件の見直し・追加が行われた他、控除限度超過額の 5 年間の繰越控除制度が新たに設けられました。繰越控除は、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能とされています。

#### 【改正の概要】

改正前				改正後						
大企業	賃上げ要件	控除率	教育訓練費 +20%	控除率合計 最大30%	大企業 (注1)	継続雇用者 (注4) 給与総額	基本税額控 除率(注6)	教育訓練費 (注7) +20%⇒+10%	子育て支援 女性活躍 【新設】	合計控除率 最大35%
						+3%	10%			20%
						+4%	15%			25%
						+5%	20%		プラチナくるみん or プラチナえるぱし+5%	30%
						+7%	25%			35%
中堅企業	賃上げ要件	控除率	教育訓練費 +10%	控除率合計 最大40%	中堅企業 (注2)	継続雇用者 給与総額	基本税額 控除率	教育訓練費 (注7) +20%⇒+10%	子育て支援 女性活躍 【新設】	合計控除率 最大35%
						+3%	10%			20%
						+4%	25%		プラチナくるみん or えるぱし三段階目以上 +5%	35%
中小企業	賃上げ要件	控除率	教育訓練費 +10%	控除率合計 最大40%	中小企業 (注3)	全雇用者 (注5) 給与総額	基本税額 控除率	教育訓練費 (注7) +10%⇒+5%	子育て支援 女性活躍 【新設】	合計控除率 最大45%
						+1.5%	15%			30%
						+2.5%	30%		くるみん or えるぱし二段階目以上 +5%	45%

(注 1)「資本金 10 億円以上かつ従業員数 1,000 人以上」又は「従業員数 2,000 人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。

(注 2)従業員数 2,000 人以下の企業(その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が 1 万人を超えるものを除く)が適用可能。ただし、資本金 10 億円以上かつ従業員数 1,000 人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

(注 3) 中小企業者等(資本金 1 億円以下の法人、農業協同組合等)又は従業員数 1,000 人以下の個人事業主が適用可能。

(注 4) 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者(雇用保険の一般被保険者に限る)。

(注 5) 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

(注 6) 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の 20%。

(注 7) 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の 0.05%以上である場合に限り、適用可能。

出所:財務省ウェブサイト「令和 6 年度税制改正」パンフレットを基に当法人作成

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei2024\\_pdf/zeisei24\\_03.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2024_pdf/zeisei24_03.pdf)

給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度について、法人が、2024 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支

<sup>2</sup> 経済産業省ウェブサイト「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック 27 頁

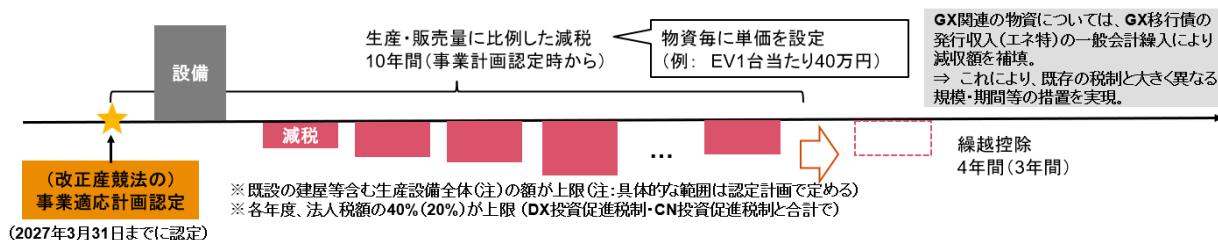
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukudaisokushin/r6\\_chinagesokushinzeisei/r6chinagesokushinzeisei\\_gb\\_20241016.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukudaisokushin/r6_chinagesokushinzeisei/r6chinagesokushinzeisei_gb_20241016.pdf)

給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増額を付加価値割の課税標準から控除できることとされています。

## (2) 戰略分野国内生産促進税制の創設

国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を選定し、それらを対象として生産・販売量に比例して法人税額を控除する、戦略分野国内生産促進税制が創設されました。2024年9月2日(改正産業競争力強化法の施行日)<sup>3</sup>から2027年3月31日までの間に、産業競争力強化法の認定を受けた認定事業適応事業者<sup>4</sup>(認定産業競争力基盤強化商品生産販売事業者)が、産業競争力基盤強化商品の生産設備の新設等を行った場合に、認定の日以後10年以内に生産され、販売されたものの数量等に応じた金額とその産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額<sup>5</sup>とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができるとされています。

### 【戦略分野国内生産促進税制における税額控除制度の概要】



出所:財務省ウェブサイト「令和6年度税制改正」パンフレットを基に当法人作成

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei2024\\_pdf/zeisei24\\_03.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2024_pdf/zeisei24_03.pdf)

### 【産業競争力基盤強化商品と単位当たりの税額控除額】

物資		物資のスペック	単位あたり控除額(注2)
EV等・蓄電池(注1)	EV	乗用車・商用車(二輪は対象外) 搭載している蓄電池について、供給安定性などの要件を課すことを検討	40万円／1台
	FCV		40万円／1台
	軽EV・PHEV		20万円／1台
グリーンスチール		高炉・転炉による生産プロセスから革新的な電炉による生産プロセスへの転換を行う場合における、当該電炉から生産される鉄鋼製品	2万円／1トン
グリーンケミカル		従来の化石原料であるナフサからグリーン原料(バイオ原料、廃プラスチック等)に原料転換することで生産される化学品	5万円／1トン
SAF		ASTM(国際規格であり、航空機燃料の品質規格)D7566の規格を満たした航空機燃料	30円／1リットル
半導体(注3)	マイコン	28-45nm相当	1.6万円／1枚
		45-65nm相当	1.3万円／1枚
		65-90nm相当	1.1万円／1枚
		90nm以上	7千円／1枚
	アナログ半導体(パワー半導体含む)	パワー(Si)	6千円／1枚
		パワー(SiC・GaN)	2.9万円／1枚
		イメージセンサー	1.8万円／1枚
		その他	4千円／1枚

(注1)蓄電池に対する直接の措置は講じない。

<sup>3</sup> 経済産業省ウェブサイト「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」及び「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が閣議決定されました」

<https://www.meti.go.jp/press/2024/08/20240827001/20240827001.html>

<sup>4</sup> 認定事業適応計画に従って実施されるエネルギー利用環境負荷低減事業適応(当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置のうち産業競争力基盤強化商品の生産及び販売であって、我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)を行う認定事業適応事業者(産競法21の35②)

<sup>5</sup> 産業競争力基盤強化商品生産用資産及びこれとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に係る投資額の合計額として事業適応計画に記載された金額

(注2)競争力強化が見込まれる後半年度においては、控除額を段階的に引き下げる(8年目:75%、9年目:50%、10年目25%)。繰越期間は、半導体以外が4年間、半導体は3年間。当期の法人税額に係る控除上限は、半導体以外が40%、半導体が20%。

(注3)補助金による初期投資支援の対象となっている計画は対象外。先端ロジック半導体・メモリ半導体及び、半導体の製造装置・部素材・原料は対象外。

出所:財務省ウェブサイト「令和6年度税制改正」パンフレットを基に当法人作成  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei2024\\_pdf/zeisei24\\_03.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2024_pdf/zeisei24_03.pdf)

産業競争力基盤強化商品とは、電気自動車等(蓄電池)、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF(持続可能な航空燃料)、半導体とし、各年度の控除上限はDX投資促進税制およびカーボンニュートラル投資促進税制の控除税額と合わせて、法人税額の40%(半導体については20%)とし、4年間(半導体は3年間)の税額控除の繰越期間が設けられています。なお、本税制の効果を高めるための措置として、所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度での適用に当たっては、一定の賃上げまたは設備投資を行っていることが要件とされます<sup>6</sup>。また、半導体生産用資産に係る控除税額を除き、本制度による控除税額は、地方法人税の課税標準となる法人税額から控除されません。

### (3) 大企業における特定税額控除規定の不適用措置

大企業における、研究開発税制等の特定税額控除規定の不適用措置(特定税額控除規定の適用が認められない場合)にかかる上乗せ要件(給与増加要件・国内設備投資要件)の適用対象が拡大され(前年度が黒字で従業員数2,000人超の中堅企業)、上乗せ要件(国内設備投資要件)についても強化されたうえで、適用期限が3年延長されました。

#### 【特定税額控除規定の不適用措置の適用要件の概要と改正内容】

	改正前	改正後
大企業(資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上)	所得金額が対前年度比で増加、次のいずれの要件も充足しない ① 前年度が黒字の企業(または設立事業年度ないし合併等事業年度のいずれかに該当)で継続雇用者の給与等支給額が対前年度比で1%以上増加 ② 国内設備投資額が当期の減価償却費の30%超	所得金額が対前年度比で増加、かつ前年度が黒字の企業(または設立事業年度ないし合併等事業年度のいずれかに該当)で次のいずれの要件も充足しない ① 継続雇用者の給与等支給額が対前年度比で1%以上増加 ② 国内設備投資額が当期の減価償却費の40%超(改正前は前年度黒字等の要件なし)
大企業(資本金1億円超かつ常時使用従業員数2,000人超)	所得金額が対前年度比で増加、次のいずれの要件も充足しない ① 継続雇用者の給与等支給額が対前年度比で増加 ② 国内設備投資額が当期の減価償却費の30%超	所得金額が対前年度比で増加、次のいずれの要件も充足しない ① 継続雇用者の給与等支給額が対前年度比で増加 ② 国内設備投資額が当期の減価償却費の30%超
上記以外の大企業(資本金1億円超)		
対象となる租税特別措置	研究開発税制、地域未来投資促進税制(地域経済牽引事業の促進区域内における投資促進税制)、5G導入促進税制、DX投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制	

## 2. その他の政策税制等

### (1) オープンイノベーション促進税制

オープンイノベーション促進税制(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)について、適用期限が2年延長されました。

### (2) 暗号資産の評価方法等の見直し

2023年度税制改正により、自己が発行し、発行の時から継続して保有する一定の暗号資産は、期末時価の対象外とされました。2024年度税制改正で、市場暗号資産のうち、特定譲渡制限付暗号資産(譲渡についての制限その他

<sup>6</sup> 継続雇用者の給与等支給額が対前年度比で1%以上増加、または国内設備投資額が当期の減価償却費の40%超

の条件が付されている市場暗号資産)についても、時価法又は原価法のうちその法人が選定した方法により評価した金額をもって、その時における評価額とすることとされました。内国法人は、特定譲渡制限付暗号資産の期末評価額について、暗号資産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に評価方法(原価法または時価法)を届け出ることが義務付けられ、評価方法を選定しなかった場合には、原価法により期末評価額を計算します。なお、市場暗号資産に該当しない特定譲渡制限付暗号資産についても上記の届出が必要とされています。

上記の改正は 2024 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用されています。

### **(3) 産業競争力強化法の事業再編計画認定に基づくスピンドル税制**

産業競争力強化法の事業再編計画認定に基づくスピンドル税制(認定株式分配に係る課税の特例)の認定計画の公表時期が見直され(その認定の日からその認定事業再編計画に記載された事業再編の実施時期の開始の日まで(改正前は認定の日))とともに、税制適格要件の見直し(認定株式分配に係る完全子法人が主要な事業として新たな事業活動を行っていることを要件に追加)を行った上で、適用期限が 4 年延長されました。

### **(4) 交際費**

損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、2024 年 4 月 1 日以後の支出について、1 人当たり 5 千円から 1 万円以下に引き上げ、交際費の損金不算入制度および接待飲食費に係る損金算入の特例(資本金 100 億円以下の法人について接待飲食費の 50%まで損金算入)について、適用期限が 3 年延長されました。

### **(5) 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置**

中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置、および対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限が 2 年延長されました。

### **(6) カーボンニュートラル投資促進税制(生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)**

カーボンニュートラル投資促進税制の適用対象資産を見直したうえで、認定要件(炭素生産性向上率)を 15%以上に引き上げ(中小企業者は、現行の 7%から 10%以上)、対象法人が 2026 年 3 月 31 日までに事業適応計画の認定を受けた法人とされ、認定から 3 年以内に事業供用された資産が対象とされます。

### **(7) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例**

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、先行取得の場合、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例を除き、譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する四半期の末日の翌日以後 2 月以内に本特例の適用を受ける旨、適用を受けようとする措置の別、取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に届け出ることが適用要件に加えられました。

上記の改正は 2024 年 4 月 1 日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合の届出について適用されています。

## **3. 国際課税**

### **(1) 外国税額控除制度**

外国における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税(いわゆる所得合算ルール (Income Inclusion Rule: 以下、IIR)に係る税)、および外国の構成会社等に対して課される税で IIR に係る税以外のもの、いわゆる軽課税所得ルール(Undertaxed Profits Rule)に係る税は外国税額控除制度の対象外とされ、国外で課された自国内最低課税額に係る税、いわゆる QDMTT(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)は外国税額控除の対象とされました。

上記の改正は、内国法人の 2024 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されています。

### **(2) 外国子会社合算税制(CFC 税制)等の見直し**

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第 2 の柱」と併存するものとされており、「第 2 の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、2023 年度税制改正、2024 年度税制改正での見直しが行われました。

- ① 特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が 27%以上(改正前:30%以上)である場合には、会社単位の合算課税の適用が免除されます。
- ② (2024 年度税制改正)特定外国関係会社のペーパー カンパニー特例に係る収入割合要件について、外国関係会社の事業年度に係る収入等がない場合には、その事業年度における収入割合要件の判定が不要とされました。
- ③ 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から次に掲げる部分対象外国関係会社に関する書類を除くとともに、その書類を保存することとされています。
  - i. 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社
  - ii. 部分適用対象金額が 2,000 万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社
- ④ 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類(外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者(株主等)に関する事項を記載するものに限る)の記載事項について、当該書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができることとされています。
- ⑤ 居住者に係る外国子会社合算税制、特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記の見直しを踏まえた所要の措置が講じられました。

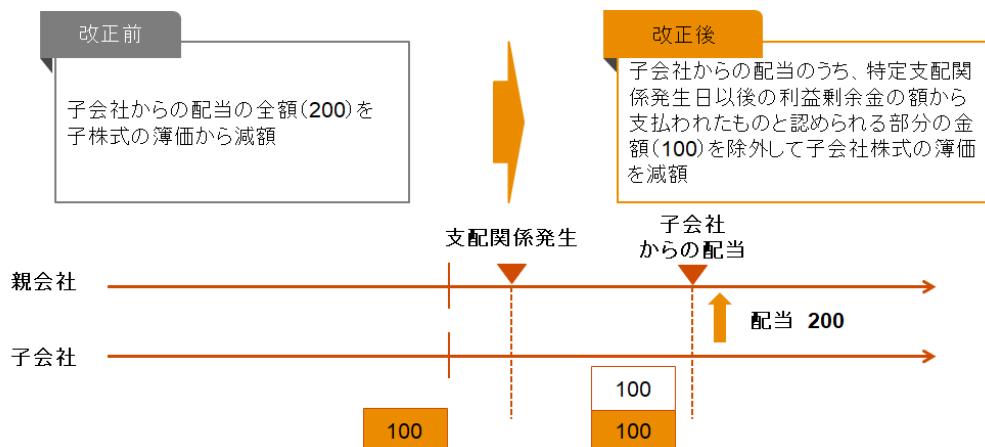
上記の改正は、内国法人の 2024 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されています。

内国法人に係る外国関係会社の課税対象金額等は、外国関係会社の事業年度終了日後、2 月経過日を含む内国法人の事業年度において合算されることとされています。2025 年度税制改正により、2 月経過日が 4 月経過日に見直され、外国関係会社の 2024 年 12 月 1 日から 2025 年 1 月 31 日までの間に終了する事業年度の課税対象金額等については、内国法人の 2025 年 4 月 1 日以後開始事業年度において改正法の適用ができる経過措置規定が設けられています。即ち、現行法では 2024 年 12 月決算の外国関係会社の課税対象金額等は、内国法人の 2025 年 3 月期に合算されますが、改正法の経過措置規定を適用する場合は、内国法人の 2026 年 3 月期に合算されることとなります。

### (3) 子会社株式簿価減額特例

子法人から受ける対象配当金額のうち特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額を除外することができる特例計算について、特定支配関係発生日の属する事業年度内に受けた対象配当金額(その特定支配関係発生日後に受けるものに限る)についても、その特例計算の適用を受けることができることとされました。

上記の改正は、2024 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されています。



### (4) 過大支払利子税制

2022 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間に開始した事業年度において過大支払利子税制の適用により損金不算入とされた金額(超過利子額)の繰越期間が、10 年(原則:7 年)に延長されました。

## (5) 内国法人が外国法人の本店等に無形資産等の移転を行う現物出資

内国法人が外国法人の本店等に無形資産等の移転を行う現物出資について、適格現物出資の対象から除外する措置が講じられ、移転資産等(国内不動産等を除く)の内外判定についても見直しが行われました。

無形資産等とは、①工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む)、および②著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む)で、独立の事業者との間で通常の取引の条件に従って譲渡、貸付け等が行われるとした場合にその対価が支払われるべきものです。

### 【内国法人が外国法人の本店等に対する現物出資の適格性の判定】

	改正前	改正後
適格現物出資	国外資産等(国内不動産等を除く)	国外資産等(国内不動産等および無形資産等を除く)
非適格現物出資	国内資産等	国内資産等(無形資産等を除く)、および無形資産等

現物出資により移転する資産等(国内不動産等を除く)の内外判定は、内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産等又は内国法人の国外事業所等若しくは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産等のいずれに該当するかによることとされています。

### 【現物出資により移転する対象資産等の内外判定】

	改正前	改正後
国内資産等	国内不動産等、その他国内にある事業所に属する資産(国内事業所の帳簿に記載されている資産)(25%以上を有する外国法人株式を除く)等	国内不動産等、その他内国法人の本店等又は外国法人の国内のPEを通じて行う事業に係る資産(25%以上を有する外国法人株式を除く)等
国外資産等	国外にある事業所に属する資産(国外事業所の帳簿に記載されている資産(国内不動産等を除く))等	内国法人の国外のPE又は外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産(国内不動産等を除く)等

上記の改正は、2024年10月1日以後に行われる現物出資について適用されています。

## (6) 上場株式等の配当等に係る租税条約等の適用手続

上場株式等の配当等に係る租税条約等の適用手続について、光ディスク等による税務署長に対する提供に代えて、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により提供することができることとされ、2024年7月1日以後に提供する事項について適用されています。

## 4. 納税環境整備

### 加算税制度の見直し

隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備、偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の整備がされます。地方税についても同様の整備がされました。

上記の改正は、2025年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税、または2025年1月1日以後に滞納となった国税に適用されています。

## 消費税

### 1. 外国人旅行者向け免税制度の見直し

免税購入された物品であることを知りながら仕入れた場合には、仕入税額控除を認めないこととされ、2024年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れから適用されています。なお、2025年税制改正において、外国人旅行者向け免税制度について、出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度に見直されます。

### 2. その他

国外事業者に係る事業者免税点制度の特例の見直し、および簡易課税制度等の見直しが行われました。国外事業者に係る事業者免税点制度の特例制度において、下記①～③等の改正が行われました。

- ① 「特定期間の課税売上高による納税義務免除特例」について、課税売上高に代わり適用可能とされている給与支払額による判定を国外事業者には不適用とする
- ② 「資本金 1,000 万円以上の新設法人に対する納税義務の免除特例」<sup>7</sup>について、外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行う
- ③ 「資本金 1,000 万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例」<sup>8</sup>について、全世界収入 50 億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合の法人を追加する

また、課税期間の初日に恒久的施設を有しない国外事業者については簡易課税制度、ならびに適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置が不適用とされました。適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、一の免税事業者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で 10 億円超の場合、超過部分についての経過措置は不適用とされています。

上記の改正は、2024 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されています。

### 2025 年 4 月以降の適用となる制度

2024 年度税制改正項目のうち、以下の制度の適用関係は下記の通りです。

イノベーションボックス税制	2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度
研究開発税制(税額控除率)	2026 年 4 月 1 日以後開始事業年度
暗号資産等報告枠組み等	2026 年 1 月 1 日(報告義務化)
外形標準課税	減資対応 2025 年 4 月 1 日以後開始事業年度 100% 子法人等 2026 年 4 月 1 日以後開始事業年度
プラットフォーム課税	2025 年 4 月 1 日以後の電気通信利用役務の提供

### Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

#### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email : [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー マネージング・ディレクター  
浅川 和仁 鬼頭 朱実

ディレクター ディレクター  
荒井 優美子 山田 盛人

### 過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

### ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

<sup>7</sup> 資本金等が 1,000 万円以上の新設法人は、基準期間がない課税期間においても納税義務は免除されない

<sup>8</sup> 課税売上高が 5 億円超の法人等が設立した資本金等 1,000 万円未満の法人(特定新規設立法人)は、基準期間がない課税期間においても納税義務は免除されない

## e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149カ国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.